

〔産業財産権の審査・審判について支援をうけたい〕

早期審査・審理／面接／巡回審判

- ・通常の出願に比べ早期に審査又は審理を受けられます。
- ・審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

(1) 早期審査・審理制度

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査又は審理を受けることができます。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 10 か月かかるころ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月になります。

早期審査・審理制度は無料で利用できます。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件及び手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

- ・早期審査・審理【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#souki>)
- ・早期審査・審理【意匠】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukininri.htm)
- ・早期審査・審理【商標】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm)

(2) 面接／巡回審判制度

出願人・審判請求人や代理人が、審査官又は審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して面接を行う出張面接(特許、実用、意匠、審判)、各地で口頭審理を行う巡回審判、テレビ会議システムを利用して行うテレビ面接(特許、実用、意匠、商標、審判)を利用できます。

- ・出張面接審査【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#junkai>)
- ・出張面接、巡回審判【審判】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/shinpan00.htm#junkai>)
- ・出張面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_isyou.htm)
- ・テレビ面接【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#tv>)
- ・テレビ面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tv_ishome.htm)
- ・テレビ面接【商標】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_syohyo.htm)
- ・テレビ面接【審判】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_sinpan.htm)

お問い合わせ先: 特許庁 (電話)03-3581-1101	(内線)
特許・実用について・・・	調整課審査業務管理班(早期審査) 3106
	調整課面接審査管理専門官(面接) 3114
意匠について・・・	意匠課企画調査班 2907
商標について・・・	商標課企画調査班(早期審査) 2805
	商標課商標審査基準室(面接) 2807
審判について・・・	審判課審判企画室 5851

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利